

「金融・資本市場活性化に向けての提言」  
を受けての取組

平成26年6月12日

# I 豊富な家計資金と公的年金等が 成長マネーに向かう循環の確立(1)

## ○ NISAの普及促進・利便性向上等

- ✓ NISA口座開設数は約475万件(平成25年末時点(国税庁発表))

(注: サンプル調査によれば、本年3月末時点で600万件超となっていると推計される。)

- ✓ 平成26年度税制改正要望において、一年単位でのNISA口座開設金融機関の変更を可能とすること等を要望し、措置された

## ○ GPIF改革の定着・深化

- ✓ 「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年1月24日閣議決定)に、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」(以下、「有識者会議」)の提言を踏まえ、

- ① 厚生労働省等の各省において、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく対応する旨が盛り込まれたほか、
- ② 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、GPIFの人員・給与水準等の弾力的な運用を許容する旨が盛り込まれた

# I 豊富な家計資金と公的年金等が 成長マネーに向かう循環の確立(2)

## ○ GPIF改革の定着・深化(続き)

✓ 現在、GPIFでは、以下の取組を実施または決定

- 基本ポートフォリオの乖離許容幅枠内での柔軟な運用  
(例:60%±8%とされている国内債券のウェイトは、昨年12月末時点で53.4%まで縮小)
- 国内株式の運用において、以下を公表(平成26年4月4日)
  - ① パッシブ運用で新たなベンチマーク(JPX日経400等)を採用
  - ② スマートベータ型アクティブ運用を開始
  - ③ 伝統的なアクティブ運用においてエンゲージメント運用を行うファンドを採用
  - ④ J-REITを投資対象に追加
- 他の機関投資家との共同投資協定に基づくインフラ投資を開始することを決定  
(投資規模は、今後5年程度をかけて最大総額約27億米ドル(約2,800億円))
- 物価連動国債について、本年4月以降、発行規模や市場動向を見ながら購入することを決定
- 人員・給与等の弾力的な運用を行っていくため、中期計画・中期目標を変更(平成26年3月25日)したほか、専門的人材の採用に向けて、コンサルティング会社に給与体系の見直しについての調査を委託中

# I 豊富な家計資金と公的年金等が 成長マネーに向かう循環の確立(3)

- DBJの知見を活用したGPIFと海外年金ファンドの共同投資
  - ✓ GPIFは、インフラ投資について豊富な実績を持つDBJ・OMERS(注)と共同で、先進国の電力発送電、ガスパイプライン、鉄道などのインフラに投資する共同投資協定に基づく投資を実施(26年2月)。  
(注:カナダオンタリオ州公務員年金基金)
  - ✓ 今後、適切な投資案件が選定された際に投資を実施する予定。DBJ及びGPIFをあわせた投資規模は5年程度かけて最大総額約28億米ドル(約2,900億円)の見込み。
- JBIC等の債権流動化(GPIFによる運用対象拡充の検討)
  - ✓ 平成26年年央を目途に債権の流動化等を実現するため、具体的な検討を開始。
- 投資信託等の商品開発・普及促進
  - ✓ 個人投資家の中長期的な資産形成に資する投資信託等の開発・普及を促進
    - トータルリターンを通知する制度を本年12月より導入  
(注:業界においてもNISA導入を踏まえた投資信託等の商品設定や普及活動等が行われつつあるが、資産形成層への裾野拡大が課題。(例えば、NISAの制度導入時点での口座開設状況は60歳以上が全体の6割以上を占めており、その大宗は既存顧客と考えられる。))
  - ✓ 販売手数料収入重視の投信営業の見直しに向けた取組の促進のため「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」を改正(本年3月)  
(注:営業員の業績上の評価が販売手数料等の収入面に偏重していないかを監督上の着眼点に追加。)

# I 豊富な家計資金と公的年金等が 成長マネーに向かう循環の確立(4)

## ○ インフラファイナンス市場の整備

- ✓ 投資法人の主たる投資対象資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加する政令改正を予定
  - ✓ ヘルスケアリートの組成・上場推進に向けた環境整備のため、以下の施策を実施
    - 東証上場規程を改正し、ヘルスケアリートの上場を念頭においた開示項目を追加(本年4月施行)
    - 資産運用会社がヘルスケア施設に投資する際の社内体制の整備を求める投信協会規則・ガイドラインを策定
- (注:ヘルスケア施設の運営者(オペレーター)から必要な情報を得るにあたってのオペレーターの実情を勘案した対応や、施設利用者に不安を惹起することがないようにするための対応、ヘルスケア施設特有の事情に係る投資家への開示について、資産運用会社が社内体制を整備するよう求めるもの。本年5月施行。)
- オペレーター向けの周知・啓発 等

## ○ IFRSの任意適用の着実な積上げ

- ✓ 任意適用会社(適用予定会社含む):計41社(本年6月10日時点)

## II アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的成長(1)

- 新設の「アジア金融連携センター」の活用等
  - ✓ アジア諸国の金融当局の人材の受入れ・セミナー等の実施
  - ✓ 証券市場整備等の金融インフラ整備支援の推進
- 決済サービスの高度化
  - ✓ クロスボーダー取引における資金・証券決済の円滑化  
(注1:5月27日、日本銀行は、日銀ネットの稼動時間の「8時半～21時」への拡大を骨子とする対応方針を公表。)  
(注2:5月3日、ASEAN+3(日中韓)財務大臣・中央銀行総裁会議にて、証券・資金決済システムを域内各国で接続させる方向性に合意。)
  - ✓ グローバル企業の資金管理の円滑化
  - ✓ 世界最高水準の民間資金決済インフラを目指した検討が開始(全銀システムの高度化等)
- JICAによる現地通貨建て海外投融資
  - ✓ JICAによる政府保証外債の発行を前提に、通貨スワップ等を用いて現地通貨建て海外投融資を実現するスキームを創設し、適用候補案件の検討に着手。
- JBICによる銀行間通貨スワップ保証
  - ✓ 2014年4月に、インドネシアにおいて、邦銀・現地民間銀行間の通貨スワップ(ドル-ルピア)に係る現地民間銀行の信用リスクに対するJBIC保証の供与に向けた体制を整備。
- 民間事業者のアジア域内のATM相互接続ネットワークへの参加の後押し
  - ✓ 本邦事業者が、昨年11月にアジア域内のATM相互接続ネットワーク(APN: Asian Payment Network)に正式加盟
  - ✓ 当該事業者において、今後、各国とのシステム接続に向けて必要な作業を実施

## II アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的成長(2)

- 日本国債担保による現地通貨供給(クロスボーダー担保)
  - ✓ 2013年12月に、インドネシアとの間で基本合意。2014年4月に、シンガポールとの間で枠組みを構築。
- 二国間通貨スワップ取極の拡充
  - ✓ 2013年12月に、インドネシアとの間で拡充契約を締結し、フィリピン及びシンガポールとの間で拡充、再締結に向けて基本合意。2014年1月に、インドとの間で拡充契約を締結。マレーシア及びタイとの間で再締結に向けて検討することで合意。
- 地域金融協力(社債市場の整備・域内クロスボーダー債券決済インフラ)
  - ✓ ASEAN+3各国の債券取引決済フローを調査(調査結果報告書を本年5月に公表)
  - ✓ 域内のクロスボーダー債券取引決済の標準化に向けた研究を引き続き推進
- 東京プロボンド市場の活性化(DBJによる投資枠設定)
  - ✓ DBJは、平成26年4月24日に、バンコ・サンタンデール・チリ銀行が東京プロボンド市場において発行する円建て債への投資を実施。今後も総額1,000億円を目途に、同市場において発行される債券への投資を実施していく予定。

## II アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的成長(3)

### ○ JBICによるサムライ債保証・取得の適用対象拡大

- ✓ ①邦銀等との資本関係等および②現地日系企業等への長期資金供与を条件として、外国の銀行を支援対象に追加するなど、要件の柔軟化を実施。

### III 企業の競争力の強化、起業の促進(1)

#### ○ 事業再生手続の円滑化に向けた私的整理の在り方の見直し

- ✓ 多数決により私的整理を成立させる枠組みの検討(「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」<sup>(注)</sup>の支援)

(注:本年3月14日開始。商事法務研究会主催)

#### ○ コーポレートガバナンス強化

- ✓ 上場銀行における、独立性の高い社外取締役の導入促進に係る監督指針の改正<sup>(注)</sup>

<監督指針改正の概要>

- 上場銀行及び上場銀行持株会社については、少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役を確保
- グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)に選定された銀行持株会社については、例えば、その組織体制を委員会設置会社とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、独立性の高い社外取締役を確保

(注:本年6月4日施行)

#### ○ スチュワードシップ・コード<sup>(注)</sup>の受入れ状況公表

- ✓ 初回のリストを本年6月10日に公表し、その後3ヶ月ごとに更新

(注:本年2月26日公表)

### III 企業の競争力の強化、起業の促進(2)

- 企業の財務書類の適切な開示を促すための監査の質の向上や、優秀な人材を確保・育成するための公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組(公認会計士の活躍の場の拡大に向けた施策の推進等)
- JPX日経インデックス400のような成長性に着目したマーケット指標の普及促進のため、JPXにおいて以下の取組を実施
  - ✓ JPX日経インデックス400に連動する投信について、引き続き、運用業者とのライセンス契約締結を進めるなど、開発・普及を推進  
(参考:本年6月12日現在、ETF4商品が上場、公募投信18商品の運用が開始)
  - ✓ GPIFにおいてパッシブ運用に組み入れられることが公表されたことを踏まえ、他の年金基金における活用に向けた取組を積極的に推進
  - ✓ JPX日経インデックス400の先物について、11月の上場に向けた制度整備
  - ✓ 証券会社と共催で行う国内セミナーや、海外機関投資家への訪問時、指数の説明を実施

## IV 人材育成・ビジネス環境の整備(1)

### ○ グローバル化推進のための調査

#### ✓ シンガポールの金融制度についての調査の実施

##### <主な意見>

- 「ウェルスマネジメント」や「資産運用業」等に分野を絞った上で、市場や業界の育成、海外からの高度人材の獲得や国内での人材育成等も含めた幅広い施策を戦略的に講じることで、国際金融センターとしての地位向上に成功。

##### (具体的な施策例)

- 当局に「金融センター」として発展するための政策の企画・立案や金融機関の誘致等を任務とする専門部署を設置。
- 政府主導により、大学・大学院に金融関連コースを設置し、奨学金制度等を設けることで、国内の学生やアジア周辺国からの留学生を金融人材として育成するとともに、卒業後の国内金融セクターへの就職をアレンジすることで、金融人材プールの拡大・質的向上に取り組み。
- 高度人材にとって利便性の高い移民制度や、教育・医療面も含めた外国人が生活し易い環境の構築。

#### ✓ 金融機関等のグローバル人材の育成に関する調査

##### <主な意見>

- 外国人メイドの雇用促進が必要(①日本では外国人メイドの雇用が困難、②外国人メイドを日系企業の職員も雇用可能とすることが女性の活用の促進に資する)。更に、配偶者の在留資格許可の条件の緩和など、配偶者がスムーズに就労できる環境の整備が重要。
- グローバル化に伴い、若手のうちから留学や海外勤務の経験を積極的に与えるなど、マネジメント層の人材を長期的に育成する枠組みを構築することの必要性が増してきている。グローバル人材を育成していく上で、語学力の向上は当然必要だが、それ以外の能力の向上(発信力、リーダーシップ、異文化適応能力等)も重要視している。
- 海外高度金融人材を日本において活用するため、①グローバルで統一した人事評価制度など、外国人を日本人と対等に扱う枠組み、②サクセッションプランの策定など、海外高度金融人材のノウハウを後に続く職員に継承するための取組み、を構築することが望ましい。

(注) 現在19社にヒアリング済み。(日系金融機関6社、外資系金融機関5社、人材コンサル会社・事業会社8社)

## IV 人材育成・ビジネス環境の整備(2)

### ○ 金融庁における英語による利便性強化

- ✓ 公表資料の英語化のさらなる充実、新規公表情報における日英同時公表の推進

<主な英文公表>

- ①「金融・資本市場活性化に向けての提言」の日英同時公表（2013年12月13日）
  - ②スチュワードシップ・コード及びそのパブリック・コメント手続きの英語化等（19の個人・団体から英文による意見受領）
  - ③ 金融商品取引法に関するFAQを公表（2014年6月2日）
- ✓ 手続きや情報照会についての「英語ワンストップ・サービス」<sup>(注)</sup>の開始（本年4月1日）  
（注：専用のメールアドレスで英語により法令等に関する照会メールを受け付け、回答。  
2014年6月2日現在、受付8件、回答3件。）

### ○ 女性の登用を促すための施策の検討

- ✓ 有価証券報告書等を通じた女性役員の比率(人数)の情報開示の促進